

# 業務紹介【法執行】

## 法執行業務は、まさに 「競争の番人」

**寺西 直子**

審査局 第四審査上席審査専門官(デジタルプラットフォーマー担当)  
[平成14年4月 入局]

**証拠というパズルのピースを  
一つ一つ集める  
その忍耐と苦労がやりがいに**

法執行業務は公正取引委員会の中核業務です。皆さんは、「公正取引委員会が立入。○○業界でカルテルの疑い」、「プラットフォーム事業者の○○が自社サイトでの価格が最安値となるよう取引先事業者に要求していたとされる問題で、公正取引委員会が事業者の改善計画を認定」といった報道を目にしたことがあるかもしれません。これらは法執行業務に関連するものです。2022年7月からは公正取引委員会を舞台にした「競争の番人」というドラマが放送されました。そこで出てくる通称「ダイロク」(第六審査)の審査官が担当している業務も法執行業務でした。

独占禁止法執行業務とは、端的に言えばある事業者の行為が独占禁止法違反か否かを調査する業務です。違反の疑いがある場合、公正取引委員会は違反の有無を確認するために関連する多くの事実を収集しますが、そのために、立入検査、事業者や取引先からの供述聴取、関連するデータなどの提出命令といった手法を駆使します。

### CAREER

平成14年 4月 取引部取引企画課  
平成15年 7月 審査局管理企画課考査室  
平成16年 7月 取引部消費者取引課景品表示監視室  
平成16年10月 取引部消費者取引課景品表示監視室企画調整係長  
平成17年 6月 人事院 長期在外研究員(米国)  
平成19年 7月 官房総務課総務係長  
平成20年 7月 官房国際課長補佐(海外調査担当)(心得)  
平成21年 7月 審査局第一審査審査専門官(主査) 内閣府本府規制改革推進室併任  
平成22年 4月 内閣府本府行政刷新会議事務局併任  
平成23年 9月 審査局第一審査審査専門官(主査)  
平成25年 5月 人事院 短期在外研究員(フランス)  
平成26年 7月 官房国際課長補佐  
平成27年 7月 取引部企業取引課長補佐(総括担当)  
平成28年 4月 取引部取引企画課長補佐(総括担当)  
平成30年 7月 審査局公正競争監視室長  
令和2年 4月 経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長  
令和4年 7月 審査局第四審査上席審査専門官(デジタルプラットフォーマー担当)



そして収集した事実に基づき、違反を認定し、排除措置命令や課徴金納付命令といった行政処分を下します。事件の審査は、時に1年を超えることもあります。その間、審査官は日々、証拠や事業者と向き合っています。

私は、事件審査は巨大なパズルのようなものだと感じています。ピースの一つ一つである証拠を丹念に集め、それらをつなぎ合わせて全体像を明らかにしていきます。公正取引委員会の審査官には、小さな事実であっても見逃さない姿勢や洞察力が求められます。忍耐も苦労も多い業務ですが、我々の調査によって業界全体の競争をあるべき姿に変えていくことができる、そのやりがいは他の仕事では感じられないものだと思っています。



### 経済のデジタル化にも対応 公正な市場を守るのが審査官の使命



法執行業務も、ビジネスの変化に柔軟に対応していく必要があり、常に新しい課題に直面しています。最近ではデジタル化が大きな課題です。現在、私は審査局のデジタルプラットフォーマー上席という、デジタルプラットフォーム関連の審査を行う部署に所属しています。デジタルプラットフォームとは、例えば、オンラインモールやアピリストアのようなものです。GAFAを中心とする数多くのデジタルプラットフォーム事業者は、私たちの生活をより便利にしています。例えば、オンラインモールでは、多数の出店者が商品を販売していますので、消費者は、以前は入手困難だった商品でも今では簡単に探して手に入れることができます。

他方で、競争政策の視点からは、デジタルプラットフォームは少数のプラットフォームへの集中が起こりやすいことが知られています。巨大になったプラットフォームが、競争をゆがめるようなことはないか、デジタルプラットフォームと競争法(独占禁止法)・競争政策に関する議論は世界各国の競争当局の間で活発に行われています。

また、デジタル化により、アルゴリズム・AIといったものが競争上重要な役割を果たすようになっています。例えば、ヨーロッパや日本でもアルゴリズムによるランキングや評価が問題になった事件がありました。このような事案の審査にあたるためにアルゴリズムに関する知識を含め、新しい分野の知識を積極的に習得していきたいと思っています。

公正取引委員会の仕事は、顧客のために努力する事業者が評価されるように事業者が競い合う場を整えることです。競争が行われる場が守られていれば、顧客はいくつもの選択肢から、ニーズに合うものを「選べる」ようになります。このように顧客が「選ぶ」ことを通じて、市場はよりよく成長していきます。法執行を担当する審査官は、市場の番人として、競争が行われる場を、市場における選択肢を守っています。



## 知識だけでなく、総合力が試されるのが審査の仕事

**阿部 憲明**

審査局 第一上席(国際カルテル担当)審査専門官(主査)  
[平成7年4月 入局]



公正取引委員会の審査の仕事は一言で言うと、総合力を試される職場であると感じています。調査対象となる方々は、独占禁止法違反被疑事件の事業者なので、企業の方からすれば公正取引委員会の人間は敵に似た存在でしょう。そのため、法律の趣旨や我々の立場をしっかりと理解してもらい相手方の協力を求めながら審査を進めて行く必要があります。知識だけでなく、双方の言い分や説明を理解し、臨機応変に対応する能力など、様々な力を試される職場といえます。

そんな中、審査局の主査として、立入検査や事情聴取などで収集した物証等から想定される事件のストーリーを組み立てながら、最終的に行政処分を行うためにはどのような証拠が足りないのか、そのためには何をどうする必要があるのかということを常に考えながら進めています。また、担当する事件のキャップとして、スケジュールを常に意識しながら、メンバーへの仕事の割り振りを行います。事件関係者から事情聴取を行う際は、「何を聞くか(聴取事項)」、「どう聞くか(同じことを聞くにしても相手方の態様によって変える必要性が出てくる)」、「どう書くか(証拠物としての供述調書として何を書くか)」の3点を意識しています。

### 「目的を見誤らない」ことが大事

ある上司から「上司は必ずしも部下よりも優秀である必要はない」と言われたことがあります。だからこそ、周りの方が自分に意見を言いやすい雰囲気を作りつつ、周りの方の知識や経験に常に助けてもらえるよう心掛けています。実際、公正取引委員会は、係員・係長クラスでもどんどん自分の意見を言える職場であると思います。

時には上司も含め自分の意見とは合わなかったり、想定通りにはものが進まないことがあります。そんな時、大事なことは「目的を見誤らない」ということだと思います。誰を向いて仕事をしているのか(当たり前ですが上司のために仕事をしている訳ではない)、判断に迷ったり、自分を見失いかけた時はこれを考えるようにしています。

PRIVATE

共働きのため家事全般をこなします。家族とキャンプや、大学生の長女とトレーランを始め、奥多摩周辺の山を走ることも。オンオフは意識して切り替えていきます。



## 事件キャップと係員の間に立ち、審査業務全体に関わる重要な仕事

**河原 里佐子**

審査局 第二審査審査専門官[平成10年4月 入局]



審査局では、事件キャップである補佐や主査から、審査が初めての係員まで、多くの人員がチームで審査業務を行います。その中で事件キャップと係員の間に位置するのが審査官(係長)です。審査のスタートとなる立入検査をスムーズに行うため、事件キャップと方向性を検討しつつ、係員と一緒に細かなロジまで目を配ります。その後の証拠の分析や取りまとめは審査官が中心となって進め、報告命令の設計も行います。事情聴取や調書は審査官が主体的に話を聞き、法的措置などの段階では、事件キャップとともに様々な資料を作成します。このように、審査官が審査業務の中で果たす役割は非常に多く、また重要なものです。

### 規模の大きな審査では、アドレナリン大放出の達成感!

事件審査では、事業者と直接対話する場面が一番難しい反面、一番やりがいを感じます。事情聴取でのやり取りは毎回緊張しますし、うまくいかないこともあります。闘志を内に秘めて挑んでいます。無事に供述調書が作成できたときは、内心でガツツポーズをしています。

数年かかる審判(裁判のようなもの)を最初から最後まで担当した際は、相手が提出した書面を読んではアドレナリンが出て、相手の主張を覆す証拠を見つけてはアドレナリンが出てと、アドレナリン大放出でした。最後の書面を出し終えた時は、絶大な達成感がありました。

審査の現場は驚くほど男女平等で、私は「女性だから」と差別されたことはありません。全ては個々の能力次第です。むしろ女性審査官の方が適している業務もあり、立入検査では女性の机は女性審査官が検査し、事情聴取の相手が女性のときには私が担当審査官として聴取することもあり、審査局では「女性だからこそ」という業務もあります。

他省庁から来た人や出向経験者からは、公正取引委員会は風通しが良い職場と言われます。若い職員も意見を言う機会が与えられ、積極的に意見を言う方が良しとされます。審査はチームで仕事をするので、結束力が強いと思います。

PRIVATE

限られた時間の中で効率良く仕事をこなすようにしています。夫と子ども2人の家族4人で過ごす時間が一番の気分転換で、天気の良い日にみんなで散歩するのが大好きです。



## 事件の関係者が公取の意義を理解してくれた時、自信が確信に変わる

**寺尾 芳樹**

審査局 第二審査審査専門官 [平成22年4月 入局]



ある日突然、会社に公正取引委員会の審査官が訪ねてくる。まるでドラマのように立入検査から事件審査が始まります。会社を訪問して書類や電子データを収集する「立入検査」、収集品から有用な証拠を見つけ出す「証拠整理」、関係者から当時の話を聞く「事情聴取」により独占禁止法違反を適正な手続で立証していきます。

私は、本局と沖縄にて、電気工事の談合事件、サービス料金のカルテル事件、漁業協同組合の組合員に対する行為、ライバル業者への取引妨害事件などに携わってきました。

地味な作業も多く、長期にわたる事件審査ですが、頑張ってきたことは間違ったと感じたエピソードがあります。それは、本局で全国に影響を及ぼすほどの談合事件に取り組んだ時のことです。事件に関わっていた社長に、「反省している。これまで談合で毎年同じくらいの売上げしか得られなかったが、これからは競争して売上げをもっと伸ばし会社を大きくしたい」と事件の最後に私に話してくれました。また、転勤先の沖縄では、主体的に事件審査に取り組むことができ、終結時の達成感は大きかったです。加えて、地元産業や商慣習、文化も勉強することができました。

独占禁止法は、形の見えない“社会インフラ”だと思います。その社会インフラを守る一端を担う使命感は一入です。事件報道の後、周囲から「頑張ってるね」と声を掛けられ、背中を押されているような気持ちになり大きなやりがいを感じます。

### 100人超での立入検査も。オール公取で事件解決

事件では、同じ課の10~20人程でチームを組みますが、立入検査では、他の課も含め時に100人超の“オール公取”で対応することもあります。そのため、組織内に知り合いが作りやすく、平常業務でも助け合っています。

日々の業務では、電子データの解析や裁判例の法的解釈など、専門知識が必要な場面も多く、互いの得意分野を活かしてチームワークで事件審査に当たります。

打合せでは分け隔てなく自由闊達な議論が交わされています。若くても主体性を持って事件審査にチャレンジできることは、入局直後から今に至るまで常に感じている公正取引委員会の魅力です。



また、公正取引委員会では「独占禁止法教室」という出前授業を、全国の中学校や高校、大学で開催しており、私も講師として、私の母が43年前に卒業した中学校で事件審査の経験談を交えながら授業をしました。生徒の皆さんとの交流は楽しく、新しい発見もあり、良い気分転換になりました。

PRIVATE

計画的に年次休暇を取得できる(年次休暇が取得しやすい)環境が整っているので、まとまつてお休みをもらって、年数回、沖縄に住む祖母に会いに行っています。



## 係員に求められるのは迅速さと正確さ

**川村 七重**

審査局 第五審査  
[令和3年4月 入局]



審査局では、既に起こってしまった独占禁止法に違反すると疑われる行為に対して、立入検査で収集した証拠や事件関係人の供述に基づき、違反行為を認定し、排除措置命令などの行政処分を課すなどの事件審査業務を行っています。

事件審査業務を進めていくにあたり、違反行為の認定を行うためには、多くの検証が必要であり、行政処分を課す場合、中身の検討のほか様々な手続を経る必要があります。審査業務における係員の業務は、多様な作業と手続を迅速かつ正確に対応できるようサポートすることです。課内でやりとりされている資料やメールなどから今後の動きについて把握し、少しでも反応に遅れが出ないように日々努めています。

就職活動の際に、全ての事業者が、事業活動を行う上で取引先から不当な扱いを受けることで不利益を被ることなく、公平で公正な競争を行う環境を支えていくことに少しでも役に立ちたいと考え、公正取引委員会を志望しました。まだまだ胸を張って「役に立てている」と言うことはできませんが、業務の一端を担っているということに対し、責任感とやりがいを感じています。

### 入局2年目。振り返りや気持ちの切り替えの大切さを意識しています

上手くいかずに落ち込むこともありますが、なぜ上手くいかなかつたのか、次回はどこに気をつければいいのかといったような振り返りが、学生時代や入局1年目よりもできるようになってきているのではないかと思います。また、何か一つの業務で落ち込んだとしても、次の業務への気持ちの切り替えが上手くなっていると感じます。

入局後の研修のほか、半年に一度のペースで独占禁止法と経済学の研修を受講し業務に必要な知識を身に付けることができます。審査局に配属された後は、立入検査や供述録取などのデモンストレーション、立入検査時に電子媒体で収集された証拠の閲覧方法、主に係員が作成することが想定されている各種書類の記載方法など審査業務の基本を実践的に身につける研修を受講します。この研修のおかげでこれらの業務についてかなり具体的にイメージすることができました。

同じ課の方にもいつも気にかけていただいており、これから行う業務の大まかな概要から注意すべきポイントまで丁寧に御教示いただくことが多く、不安を少なくして業務に取り組むことができています。



PRIVATE

退勤後や休日はジムに行ってランニングやボルダリングをし、適度なリフレッシュと体力作りを心がけています。普段できないスポーツの体験に参加することもあります。



## 設置されたばかりの調査室で、優越的地位の濫用の未然防止を図る

**堀内 智一**

取引部 企業取引課転嫁円滑化対策調査官(主査)  
[平成15年4月 入局]

優越的地位の濫用とは、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることをいいます。

私の業務は、令和3年12月末に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を取り価格に反映しない取引が独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを明確化し、これらのコストの上昇分の転嫁が適切に行われているかを把握することです。そして、緊急調査として書面調査を実施し、私は調査班の班長として、当該調査の回答を踏まえ、実態を把握するため全国の事業者を訪問し取引の相手方との取引価格の決定方法、価格交渉の内容等を確認し、問題となるおそれがある場合は指摘を行う等して、優越的地位の濫用の未然防止を図っています。転嫁円滑化施策パッケージは、政府一体となって取り組む重要な業務です。



### 日本全国の様々な業界の事業者を訪問し「生の声」の重要性を実感

日本各地の事業者を訪問すると、原材料費や燃料費の高騰、為替動向等で軒並み取引価格が上昇しているといった切実な話を聞きます。一方で、これらの上昇要因がある中でも受注者からの取引価格の引上げの申出がないから取引価格を据え置いているといったように取引価格への転嫁が全く進んでいないという話も聞きます。私の部署ではコストの上昇分の転嫁が適切に行われるよう独占禁止法の優越的地位の濫用についての考え方を丁寧に説明しています。直接訪問した事業者から「とても勉強になった」「これからのお取引に反映していきたい」といった生の声に接すると、実際に対面で話すことの重要性を感じます。

私は大学卒業後に民間企業に就職しましたが、思い描いていた仕事とのギャップを感じ、公務員試験を経て公正取引委員会に転職しました。入局後約20年、独占禁止法や下請法の調査業務、企業結合業務、秘書業務、部内調整業務、地方事務所への転勤、消費者庁への出向等を通じて多くの先輩や後輩と出会い、感じたのは、自分の意見を率直に伝えることができる風通しの良い職場だということです。



公正取引委員会は業所管省庁に属さないため、全ての業界が対象です。そのため、世の中には自分が知らない世界が多いことに気付かれ、新たな発見があります。業界や年代を問わず様々な人と接することができる点も魅力といえます。

PRIVATE

平日は毎日1万歩を日課とし、休日はテニスや自転車での遠出で気分転換を図っています。我が家最近のブームはお城巡りです。お城は見る者の心を魅了する壮大さを感じます。次のお城巡りを楽しみに業務に励んでいます。



## 下請事業者を守ること、それは日本の経済成長に貢献する仕事

**小野 曜子**

取引部 企業取引課下請取引調査室下請取引検査官  
[平成22年10月 入局]

下請法は、独占禁止法の優越的地位の濫用に当たる行為を迅速かつ効果的に規制するため、親事業者と下請事業者との取引についてルールを定め、親事業者の不当な行為から下請事業者を保護しています。例えば、下請代金について、親事業者が通常より著しく低い価格を不当に定めたり、減額したり、期日に遅れて支払うことは下請法で禁止されています。

下請取引調査室は、下請法違反に関する調査を行う、いわゆる「現場」を担う部署です。調査の内容としては、親事業者や下請事業者に対しての書面調査、被害を受けた下請事業者からの情報受付、親事業者の事業所への訪問調査などがあります。そしてこれらの調査の結果、下請法違反が認められれば、親事業者に対して勧告や指導を行い、下請法違反を是正します。

私は、書面調査に対する親事業者の回答の精査や、親事業者が下請法違反を自発的に申出した事案を受け付け、調査の結果、下請法違反が認められた場合に指導するなどの業務を担当しています。



### 幅広い業界の知見を深められる 飽くなき職場

中小企業は、日本における企業の9割以上を占めており、我が国の経済成長を担う重要な存在です。そのため、下請事業者を保護する下請法は中小企業政策の重要な柱として位置づけられています。現在、下請事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう政府全体で取り組んでおり、その一環として下請法の執行を強化しています。

そのような下請法の執行の一役を担うことは、重責とやりがいを感じると共に、調査の結果、下請法違反の改善や下請事業者が受けた不利益の回復につなげることができたときには達成感を感じます。

公正取引委員会は、所管する法律は少ないですが、対象とする業界は幅広いので、所管する法律に関する知見を深めつつ、未知の業界に関して新たな知識を得る機会も多いため、業務に飽きることがありません。チームで調査・審査に取り組むことも多く、上司、諸先輩方と積極的に議論、情報共有しながら、措置を目標として一致団結して取り組むことができる点も魅力の一つです。人によって支えられている職場であり、魅力的な諸先輩方が多く、助言を頂きながら、自分が目指すべき方向を意識して業務に取り組むことができます。



テレワークやフレックスタイム制度などを利用してライフステージに合わせた働き方を実現できています。休日は、こども達と公園や図書館で過ごします。休日の明け方に、こどもの重みで目覚めたときには「もう少し寝かせて…」と思いますが、こどもの笑顔と成長が一番の幸せです。



PRIVATE